

公益社団法人日本サインデザイン協会定款

平成24年4月1日制定
平成28年5月27日改訂
平成30年6月1日改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本サインデザイン協会と称する。

2 この法人の英文表記は Japan Sign Design Association (略称「SDA」) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、必要に応じ、従たる事務所を置くことができる。

3 従たる事務所に関する規定は、理事会の決議を得て、別に定める。

(目的)

第3条 この法人は、サインデザインに関する調査・研究及び情報の収集・提供などを行う事により、サインデザインの向上及び普及とサインデザインに携わる人材の育成を図り、我が国産業活動のさらなる推進と生活の文化的向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) サインデザインに関する調査・研究及び情報の収集・提供事業。

(2) サインデザイン賞 (SDA 賞) に関する公募、審査、受賞対象の発表、表彰に係わる事業。

(3) サインデザインに関する人材育成、セミナー、講習会、展覧会等の開催事業。

(4) 前各号に掲げるもののほか、この法人の公益目的を達成するために必要な事業。

2 前項に掲げる事業を行なう地域は、国内外全域とする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、理事会が別に定める「倫理規定」の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」とする。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し入会する個人及び法人。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人及び団体。
- (3) 名誉会員 この法人に功勞のあった者で会員総会において推薦された者。

(入会)

第8条 この法人の会員になろうとする者は別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、会員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡若しくは所在不明、又は法人・団体が解散若しくは破産したとき。
- (4) 第9条に規定する会費を1年以上滞納し、督促後速やかに納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(退会)

第11条 正会員及び賛助会員並びに名誉会員は別に定める退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号に該当する場合には、会員総会の決議によって除名することができる。この場合、その会員に対し、会員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、会員総会において、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反した時。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員等（役員の設定）

(種類及び定数)

第14条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内。

(2) 監事 2名以上3名以内。

2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事、9名以内を常任理事とする。

3 前項の会長、副会長及び専務理事をもって法人法上の代表理事とし、常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第15条 理事及び監事は、会員総会の決議により、正会員（法人又は団体の場合にあっては、会員代表者とする。以下同じ）のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、監事にあつては1名を限度として、正会員以外の者を監事に選任することを妨げない。

2 会長、副会長、専務理事、常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第16条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査する。
- (2) この法人の業務並びに、財産及び会計の状況を監査する。
- (3) 会員総会及び理事会に出席し、必要あると認められるときは、意見を述べなければならない。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを会員総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号に規定する場合において必要があると認められるときは、会長に対し理事会の招集を請求することができる。
- (6) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- (7) 理事が会員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を会員総会に報告しなければならない。
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残存期間とする。
- 5 役員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(解任)

第19条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

- 2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う会員総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第20条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、会員総会の決議により、別に定める。

(顧問及び参与)

第21条 この法人に顧問3名以内及び参与5名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、この法人の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
- 5 第18条第1項の規定は、顧問及び参与について準用する。

第4章 会員総会

(種別)

第22条 この法人の会員総会は、法人法第35条の社員総会とする。

- 2 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

(構成)

第23条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第24条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
 - (2) 役員等の報酬の額及びその規定
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告
 - (5) 会費及び入会金の金額
 - (6) 会員の除名
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、法令に規定する事項又はこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の会員総会においては、第26条第3項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第25条 定時会員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- (3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には裁判所の許可を得て会員総会を招集することができる。
 - 一 請求後遅滞無く招集の手続が行なわれない場合。
 - 二 請求があった日から6週間以内の日を会員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第26条 会員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

3 会員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 会員総会に出席しない正会員が、書面によって議決権を行使する事ができるとするときには、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 会員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第25条第2項第2号の規定により請求があった場合において、臨時会員総会を開催したときには、出席正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第28条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第29条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる会員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法人法で定められた事項

(書面決議等)

第30条 会員総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

この場合において、書面議決権者又は議決権委任者は、会員総会に出席したものとみなす。

2 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第31条 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第32条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(会員総会規定)

第33条 会員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、会員総会において定める「会員総会規定」による。

第5章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務をおこなう。

- (1) 会員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事、及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備

(開催)

第36条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする旨の理事会招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第17条第1項第6号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は会長が招集する。ただし、前条第3号により理事が招集する場合又は第4号により監事が招集する場合を除く。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故があるときは副会長が代行する。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について議決権を行使できない。

(決議の省略)

第41条 前条の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第16条第3項の規定による報告には適用されない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第44条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 公益目的事業のために保有し、移行の登記の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 入会金収入
- (3) 会費収入
- (4) 基本財産として寄附された財産
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他

(基本財産の維持並びに処分)

第45条 公益目的事業を行うための前条に定める基本財産に関しては、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 その全部若しくは一部について、やむを得ない理由によりこれを処分又は担保に提供する場合には、決議に加わることのできる理事の過半数が出席した理事会において、その4分の3以上の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び処分の必要な事項は、理事会の決議により別に定める「財産管理規定」によるものとする。

(財産の管理・運用)

第46条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行なうものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める「財産管理規定」によるものとする。

(経費の支弁)

第47条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第48条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長が事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第49条 会長は、事業年度ごとに次の書類により、この法人の事業報告及び計算書類を作成し、事業年度終了後3ヶ月以内に附属明細書とともに監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時会員総会において第1号及び第2号はその内容を報告し、第3号から第6号については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第1号から第6号の書類については、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に、行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残高の算定)

第50条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(特別会計)

第51条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の決議を得て特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第52条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、会員総会の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も前項と同じ決議を得なければならない。

(会計の原則)

第53条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第54条 この定款は、会員総会の決議により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に係わる定款の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第55条 この法人は、会員総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

2 この法人が上記の合併又は譲渡をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、法人法第148条に規定する事由によるほか、会員総会の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第58条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第59条 この法人は、公益目的事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、この法人の会員のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 4 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が、理事会の決議を得て別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第61条 この法人の主たる事務所には、第49条に定める書類のほか、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置かなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事の履歴書及び職員の名簿
 - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関（理事会及び会員総会）の議事に関する書類
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める書類及び帳簿
- 2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第62条第2項に定める「情報公開規定」によるものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 この法人は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項については、理事会の決議により別に定める「情報公開規定」による。

(個人情報の保護)

第63条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項については、理事会の決議により別に定める「個人情報管理規定」による。

(公告)

第64条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 補則

(委任)

第65条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は以下のとおりとする。

会長 横田保生

副会長 宮崎桂

副会長 島津勝弘

専務理事 竹内誠

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。